

別紙、非法人「善法閣教会 神應寺」の規則を承認する。

令和3年8月1日

包括団体所在地 京都市伏見区醍醐東大路町22番地

宗教法人 「真言宗醍醐派」

管長 仲田 順





真言宗醍醐派「善法閣教会 神應寺」規則

第一条 この教会は真言宗醍醐派「善法閣教会 神應寺」という。

第二条 この教会の所在地は東京都東村山市富士見町三丁目十六番地二十五号に置く。

第三条 この教会の包括団体は宗教法人「真言宗醍醐派」とする。

第四条 この教会は「弥勒菩薩」を本尊として真言宗醍醐派の教義を広め、儀式を行い、信徒を教化育成し、その他この教会の目的を達成するため業務及び事業を行う。

第五条 この教会に主管者一人を置く。

第六条 この教会の後任主管者は現任主管者において左記の順により候補者を選定し総代の同意を得、真言宗醍醐派の管長が任命する。

① この教会の主管者の徒弟

② 前項以外の真言宗醍醐派の教師

第七条 主管者はこの教会を主管し、これを代表する。

第八条 左記の各項の一に該当する者であつて、この教会の信徒名簿に登録されたる者を信徒とする。

① 真言宗醍醐派の宗旨を信奉し、この教会の教旨に帰依するもの。

② この教会の維持を扶けるもの。

③ この教会に祈願・葬儀・追善等委託するもの。

第九条 信徒はこの教会の護持発展並びに真言宗醍醐派総本山醍醐寺の維持興隆につくさなければならぬ。

第十条 この教会に総代二名を置く。

総代は信徒の内から、主管者が選定し、管長が委嘱する。

第十一条 総代の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

第十二条 総代であつて、その任務の執行につき、不正があるときは、他の総代の同意を得て、これを解任することができる。

第十三条 総代は主管者を助け、この教会の維持経営に協力するものとする。

第十四条 この教会の財産は主管者がこれを管理する。

第十五条 この教会の財産を分けて左記三種とする。

① 土地・建物・その他の不動産

② 宝物・その他の什器物

③ 公債・その他の有価証券及び現金

第十六条 この教会の経費は、財産から生ずる収入及び信徒の志納金その他を以てこれに充てる。

第十七条 この教会は社会公益のため、公益事業を行うものとする。

第十八条 この規則は総代の同意を得、管長の承認を受けなければ変更すること

は出来ない。

附則

この教会規則は、管長の承認を受けた日（^{令和}三年八月一日）から施行する。

令和三年八月一日

管長 田中 隆雄



醍宗発第 56 号

資格証明書

住所 東京都東村山市廻田町 4 丁目 15 番地 7 グリーンハイツ 203

氏名 西郷 俊玄

上記の者、令和 3 年 8 月 1 日 非法人「善法閣教会 神應寺」の管理者に任命し、現にその職にあるものなることを証明する。

令和 3 年 8 月 1 日

包括団体所在地 京都市伏見区醍醐東大路町 2 2 番地

宗教法人「真言宗醍醐派」

管長 仲田 順





醍宗発第 54 号

承 認 書

所在地 東京都東村山市富士見町三丁目 16 番地 25 号

非法人「善法閣教会 神應寺」

上記、非法人「善法閣教会 神應寺」が宗教法人「真言宗醍醐派」と被包括
関係を設定することを承認する。

令和 3 年 8 月 1 日

包括団体所在地 京都市伏見区醍醐東大路町 2 2 番地

宗教法人 「真言宗 醍醐派」

管長 仲 田 順





醍宗発第 53 号

承 認 書

所在地 東京都東村山市富士見町三丁目 16 番地 25 号

非法人「善法閣教会 神應寺」

上記、非法人「善法閣教会 神應寺」を設立することを、宗教法人「真言宗醍醐派」規則第 29 条の規定により承認する。

令和 3 年 8 月 1 日

包括団体所在地 京都市伏見区醍醐東大路町 2 2 番地

宗教法人 「真言宗醍醐派」

管長 仲 田 順

